

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年九月八日総理府・文部省・自治省令第一号）（抄）※平成23年の改正規則による読替後

（注）施行規則から都道府県議会議員共済会に適用がある部分を抜粋した。

第二章 組合

第二節 財務

第一款 通則

（管理責任）

第八条 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号。以下「改正法」という。）附則第二十三条第一項の規定によりなお存続するものとされる地方議会議員共済会（以下「存続共済会」という。）の会長、会計単位の長（本部、支部及び単位所属所の長をいう。以下同じ。）、第二十二條に規定する出納職員及び第二十七條に規定する契約担当者並びにこれらの者の補助者並びに第五十四條の二第一項の規定により資金の前渡を受けた者は、存続共済会の行なう事業の経理について、善良な管理者の注意を払わなければならない。

第二款 資産管理

（資産の価額）

第九条 存続共済会の資産の価額は、取得価額によるものとし、取得価額が不明のものは、見積価額によるものとする。ただし、第七十條及び第七十二條に規定する場合には、それぞれ当該規定の定めるところによる。

- 2 売渡しを目的として取得した不動産で、割賦で代金を収納し、その完納後において当該財産を引き渡すことを契約したものの価額は、前項の規定にかかわらず、その取得価額から取得価額に対してその売渡価額に対する収納金額の割合を乗じて得た金額を控除して得た金額とする。

（資産の保管）

第十条 存続共済会の資産の保管は、次の各号に定めるところにより行わなけ

ればならない。

一 現金、預金の通帳又は信託証書、預り証書その他これらに準ずる証書は、
嚴重なかぎのかかる容器に保管しなければならない。

二 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券、貸付信託又は証券投資信託の受益証券その他の有価証券（以下「有価証券」という。）は、
銀行、信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた同項に規定する金融機関をいう。）若しくは金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者に保護預けをし、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に規定する振替口座簿への記載若しくは記録をし、又は日本銀行その他の登録機関に登録をしなければならない。

三 前号の場合において、貸付信託及び証券投資信託の受益証券は、記名式としなければならない。ただし、証券投資信託約款において受益証券が無記名式のものに限定されている公社債投資信託の受益証券については、この限りでない。

四 前三号に掲げる動産以外の動産は、その取扱責任者を明らかにして保管し、かつ、当該動産のうち福祉経理に属するものについては、損害保険に付しておかなければならない。

五 不動産は、登記をし、かつ、土地については常時その境界を明らかにし、土地以外の不動産については損害保険に付しておかなければならない。

2 存続共済会は、第七十九条の規定により災害補てん引当金を計上した場合には、前項第四号及び第五号の規定による損害保険に付さないことができる。
（経理単位の余裕金）

第十三条 各経理単位の余裕金は、予算の定めるところにより他の経理単位に貸し付けることができる。この場合において、当該余裕金が給付経理に属するものであるときは、当該貸付金に係る利率は、年四・一パーセントを下回ることができない。

(債権の放棄等の制限)

第十五条 存続共済会の債権は、その全部若しくは一部を放棄し、又はその効力を変更することができない。ただし、債権を行使するため必要とする費用がその債権の額をこえるとき、債権の効力の変更が明らかに組合に有利であるとき、その他やむを得ない理由がある場合において総務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(資産の交換等の制限)

第十六条 存続共済会の資産は、この命令で定めるもののほか、これを交換し、適正な対価なくして譲渡し、若しくは貸し付け、担保に供し、又は支払手段として用いてはならない。ただし、存続共済会の目的を達成するため必要な場合において総務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第三款 出納職員

(出納役)

第十七条 会計単位の長は、存続共済会の業務に従事する者のうちから出納役を任命し、取引の命令に関する事務をつかさどらせるものとする。

- 2 存続共済会の会長は、必要があると認める場合には会計単位の長をして、経理単位ごとに out 納役を任命させることができる。

(出納主任)

第十八条 会計単位の長は、存続共済会の業務に従事する者のうちから出納主任を任命し、出納役の命ずるところにより取引の遂行、資産の保管及び帳簿その他の証ひよう書類の保存に関する事務をつかさどらせるものとする。

- 2 存続共済会の会長は、必要があると認める場合には、会計単位の長をして、経理単位ごとに out 納主任を任命させることができる。

(代理出納役等)

第十九条 会計単位の長は、必要があると認める場合には、存続共済会の業務に従事する者のうちから out 納役若しくは out 納主任の事務の全部を代理する代理 out 納役若しくは代理 out 納主任又はその事務の一部を分掌する分任 out 納役若しくは分任 out 納主任を任命することができる。

(出納員)

第二十条 会計単位の長は、存続共済会の定款で定めるところにより設けられる従たる事務所において、特に必要があると認める場合には、存続共済会の業務に従事する者のうちから出納員を任命し、出納役の命令するところによる取引の遂行、資産の保管及び帳簿その他の証ひよう書類の保存に関する事務をつかさどらせるものとする。

2 存続共済会の会長は、必要があると認める場合には、会計単位の長をして、経理単位ごとに出納員を任命させることができる。

(出納職員の兼任の禁止等)

第二十一条 出納役（代理出納役及び分任出納役を含む。以下同じ。）と出納主任（代理出納主任、分任出納主任及び出納員を含む。以下同じ。）とは兼任することができない。ただし、存続共済会の会長が特別の必要があると認める場合には、この限りでない。

(出納職員の任免報告)

第二十二条 会計単位の長は、出納役及び出納主任（以下「出納職員」という。）を任免した場合には、存続共済会の会長に報告しなければならない。

2 前項の規定により会計単位の長が存続共済会の会長に報告する場合において、統轄する会計単位の長があるときは、当該会計単位の長を経由して行なうものとする。

(出納職員の事故報告)

第二十三条 会計単位の長は、出納職員がその保管する資産又は第六十二条に規定する帳簿を亡失したときは、遅滞なく、その事実を調査し、次に掲げる事項を明らかにしてこれを存続共済会の会長に報告しなければならない。

- 一 事故物件
- 二 事故の日時及び場所
- 三 事故の具体的事項
- 四 平素における事故物件の管理状況
- 五 被害物件に係る直接担当者及びその直接監督責任者
- 六 損害に対する賠償責任者

- 七 警察又は検察当局に対する連絡状況及びこれらの機関の執った処置
 - 八 事故の発生に対して執った具体的善後措置
 - 九 事故の発生にかんがみ制度上及び運営上の欠陥並びにこれらの改善に関する具体的意見
 - 十 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 2 存続共済会の会長は、前項の規定による報告を受けた場合には、当該事故に関する自己の所見及び処置した事項とともに、遅滞なく、これを総務大臣に報告しなければならない。
- 3 前条第二項の規定は、第一項の規定による報告について準用する。

第四款 事業計画及び予算

(事業計画及び予算の作成)

第二十四条 存続共済会の会長は、毎事業年度、経理単位ごとに、別紙様式第一号による事業計画及び別紙様式第二号による予算を作成し、代議員会（改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される改正法による改正前の法第百五十一条第一項第一号に規定する都道府県議会議員存続共済会にあつては、総会。以下同じ。）の議決を経て、前事業年度二月末日までに、これを総務大臣に提出しなければならない。

(事業計画の内容)

第二十五条 事業計画には、次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- 一 存続共済会に属する地方公共団体の数並びに地方議会議員の数及び標準報酬月額
- 二 存続共済会の役員及び存続共済会に使用される者の数、支部及び所属所の現況並びに当該事業年度に予定される異動
- 三 給付経理における給付の前々事業年度の実績、前事業年度及び当該事業年度の推計並びに当該事業年度の資金計画
- 四 給付経理における資産の構成割合

五 業務経理における当該事業年度の資金計画

十三 前各号に掲げるもののほか、総務大臣の定める事項
(予算の内容)

第二十六条 予算は、予算総則、予定損益計算書及び予定貸借対照表に区分して作成するものとする。

2 予算総則には、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される改正法による改正前の法第百五十六条の五ただし書の規定による借入金及び翌事業年度以降にわたる債務の負担の最高限度額

二 改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される改正法による改正前の法第百五十七条の規定により余裕金の運用として行う有価証券（総務大臣の指定するものを除く。）又は不動産の取得の最高限度額

四 業務経理にあつては、人件費及び事務費の最高限度額

五 業務経理にあつては、改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される改正法による改正前の法第百六十七条第四項に規定する存続共済会の事務に要する費用の地方議会議員一人当たりの額

八 前各号に掲げるもののほか、総務大臣の定める事項

3 予定損益計算書には、前前事業年度における実績を基礎とし、前事業年度及び当該事業年度における推計を表示しなければならない。

4 予定貸借対照表には、前前事業年度末日における貸借対照表を基礎とし、前事業年度末日及び当該事業年度末日における推計を表示しなければならない。

〔運用方針〕

一 第二号の総務大臣の指定する有価証券は、地方債証券若しくは地方公共団体金融機構の発行する債券又はいわゆる現先売買に係る債券とする。

二 (略)

三 第四号の「人件費及び事務費」とは、勘定科目表の中項目の「報酬」及び「職員給与」

並びに「旅費」及び「事務費」とする。

四 （略）

五 第八号の「総務大臣の定める事項」とは、次の事項とする。

（一） 法第二十三条ただし書の規定による借入金の条件及び第三号に規定する経理単位相互間における資金の融通の条件

（二） ～ （四） （略）

第五款 契約

（契約担当者）

第二十七条 契約は、存続共済会の会長又はその委任を受けた者（以下「契約担当者」という。）でなければ、これを行うことができない。

（一般競争契約）

第二十八条 契約担当者は、売買、賃貸借、請負その他の契約をする場合には、あらかじめ、契約をしようとする事項の予定価格を定め、すべて公告して競争に付さなければならない。ただし、次条及び第三十条に規定する場合には、当該規定の定めるところにより、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

（指名競争契約）

第二十九条 契約担当者は、前条の規定による一般の競争に付することを明らかに不利と認める場合のほか、次の各号に掲げる場合には、指名競争に付することができる。

一 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般の競争に付する必要がないとき。

二 予定価格が八百万円を超えない工事若しくは製造をさせ、又は予定価格が五百万円を超えない財産の買入れをするとき。

三 予定賃借料の年額又は総額が三百万円を超えない物件の借入れをするとき。

四 予定賃貸料の年額又は総額が百万円を超えない物件の貸付けをするとき。

五 予定価格が二百万円を超えない財産の売払をするとき。

六 工事若しくは製造の請負、財産の売買又は物件の貸借以外の契約でその
予定価格が三百五十万円を超えないとき。

2 指名競争に付そうとするときは、あらかじめ契約をしようとする事項の予
定価格を定め、なるべく五人以上の入札者を指定しなければならない。

3 随意契約によることができる場合においては、指名競争に付することを妨
げない。

(随意契約)

第三十条 契約担当者は、第二十八条の規定による一般の競争に付することが
明らかに不利と認める場合のほか、次の各号に掲げる場合には随意契約によ
ることができる。

一 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。

二 急迫の際競争に付する暇がないとき。

三 予定価格が四百万円を超えない工事若しくは製造をさせ、又は予定価格
が三百万円を超えない財産の買入れをするとき。

四 予定賃借料の年額又は総額が百五十万円を超えない物件の借入れをする
とき。

五 予定賃貸料の年額又は総額が五十万円を超えない物件の貸付けをする
とき。

六 予定価格が百万円を超えない財産の売払をするとき。

七 工事若しくは製造の請負、財産の売買又は物件の貸借以外の契約でその
予定価格が二百万円を超えないとき。

八 運送又は保管をさせるとき。

九 国又は地方公共団体と契約をするとき。

十 物資経理において商品の売買を行うとき。

十一 競争に付しても入札者がいないとき、再度の入札に付して落札者がいない
とき、又は落札者が契約を結ばないとき。

2 随意契約によろうとする場合には、あらかじめ、契約をしようとする事項の
予定価格を定め、なるべく二人以上から見積書を徴さなければならない。

(契約書の作成)

第三十一条 契約担当者は、契約をしようとする場合には、契約の目的、履行期限、保証金額、契約違反の場合における保証金の処分、危険の負担その他必要な事項を詳細に記載した契約書を作成し、これに契約当事者が記名して印を押さなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、契約書の作成を省略することができる。

- 一 二百五十万円を超えない契約をするとき。
- 二 せり売りに付するとき。
- 三 物件売払の場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物件を引き取るとき。
- 四 前各号に掲げる場合のほか、随意契約による場合において、契約担当者が契約書を作成する必要がないと認めるとき。

2 前項ただし書の規定により契約書の作成を省略する場合においては、契約の軽微なものを除き、なるべく請書を徴さなければならない。

(保証金)

第三十二条 契約担当者は、存続共済会と契約を結ぶ者に、現金又は国債、地方債その他総務大臣が指定する確実な有価証券をもつて契約金額の十分の一以上に相当する金額の保証金を納付させなければならない。ただし、指名競争に付する場合、随意契約による場合及び前条第一項第二号若しくは第三号の場合のほか、次の各号に定める場合には保証金の全部又は一部の納付をさせないことができる。

- 一 契約の相手方が保険会社との間に存続共済会を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。
- 二 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を結んだとき。

2 前項の規定による保証金の納付は、現金又は国債、地方債その他総務大臣が指定する確実な有価証券以外の存続共済会の会長が確実と認める担保の提供をもつて、これにかえることができる。ただし、この場合において、存続共済会の会長は、あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。

3 契約担当者は、契約保証金を納付した者がその契約上の義務を履行しない

ときは、契約保証金は組合に帰属する旨を第三十一条に規定する契約書において明らかにしなければならない。

〔運用方針〕

一 「総務大臣が指定する確実な有価証券」とは、特別の法律により法人の発行する債券とする。

二 (略)

(部分払)

第三十三条 契約担当者は、工事若しくは製造又は物件の買入でその代価が六十万円をこえるものについては、その工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分に対し、完済前又は完納前に代価の一部を支払う契約をすることができる。ただし、その支払金額は、工事又は製造についてはその既済部分に対する代価の十分の九に相当する金額、物件の買入についてはその既納部分に対する代価をこえることができない。

(財産の貸付け)

第三十四条 契約担当者は、財産を貸し付ける場合には、賃貸料を前納させなければならない。ただし、国若しくは地方公共団体に対し貸し付ける場合又は賃貸期間が六月以上にわたる場合には、定期に納付させる契約をすることができる。

(代金の完納)

第三十五条 契約担当者は、財産を売り払う場合には、その引渡しのおきまで又は移転の登記若しくは登録のおきまでに、その代金を完納させなければならない。

第六款 出納

(取引命令)

第三十六条 取引は、すべて、出納役の命ずるところにより出納主任が行なうものとする。ただし、出納役の不在その他の事故のある場合において、法令の定めるところにより収入又は支払をしなければならないとき、その他緊急やむを得ない理由があるときは、出納役の命令によらないで、収入又は支払をする

ことができる。

- 2 出納主任は、前項ただし書の規定により収入又は支払をしたときは、その理由を明らかにし、遅滞なく、出納役の承認を受けなければならない。
- 3 出納員は、存続共済会の会長があらかじめ指示した事項については、第一項の規定にかかわらず、出納役の命令によらないで取引を行なうことができる。
- 4 出納員は、前項の規定による取引をしたときは、会計単位の長の定める期間ごとに、一括して出納役の承認を受けなければならない。

(各経理単位間における取引命令の制限)

第三十七条 各経理単位間における取引の命令は、本部の出納役でなければ行うことができない。ただし、次の各号に掲げる事項に係る取引の命令については、この限りでない。

四 他の経理単位に属する収入金又は支払金を収入又は支出した場合において、その決済のためにする受払

五 前各号に掲げるもののほか、存続共済会の会長が必要があると認める事項

(現金の払いもどしの制限)

第三十八条 出納役は、預金を現金によつて払い戻すことを命ずることができない。ただし、次条第二項に規定する預金口座相互間に資金を異動する場合、第四十八条第一項ただし書各号に掲げる場合の支払をするために現金を払い戻す場合、第四十七条第一項ただし書若しくは第五十条の規定による支払をする場合又は第十一条若しくは第五十五条の規定による送金をする場合には、この限りでない。

(取引金融機関の指定等)

第三十九条 存続共済会の会長は、会計単位ごとに、かつ、経理単位ごとに、取引金融機関を指定しなければならない。

- 2 会計単位の長は、取引金融機関に自己名義の預金口座を設けなければならない。ただし、存続共済会の会長が特に必要と認める場合には、会計単位の名義に代え出納員の名義とすることができる。
- 3 第二十二条の規定は、会計単位の名義及び出納員が前項の規定により預金口

座を設け、又はこれを廃止した場合について準用する。

〔運用方針〕「取引金融機関」として指定すべき金融機関は、臨時金利調整法（昭和二十二年法律第百八十一号）第一条第一項に指定する金融機関とする。

（登録印鑑）

第四十条 取引金融機関に登録する登録印鑑は、会計単位の長の印鑑と出納主任の印鑑との組合せ式としなければならない。ただし、前条第二項ただし書の場合には、この限りでない。

2 会計単位の長の印は、出納役が保管しなければならない。

〔運用方針〕取引金融機関に登録する印鑑は、公印、私印のいずれでも差し支えない。ただし、存続共済会の内部においては、できる限り統一を図らなければならないものとする。

（当座借越契約の禁止）

第四十一条 会計単位の長及び出納員は、取引金融機関と当座借越契約をすることができない。

（先日付小切手の振出の禁止）

第四十二条 会計単位の長及び出納員は、先日付の小切手を振り出すことができない。

（手形等による取引の制限）

第四十三条 会計単位の長及び出納員は、手形その他の商業証券（小切手を除く。）をもつて、取引をし、又は取引に関して電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録の請求をしてはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、他人が振り出した手形その他の商業証券（小切手を除く。）を担保として受領するとき又は同項に規定する電子記録債権を担保とする取引を行うときは、この限りでない。

（出納の締切り）

第四十四条 会計単位の長は、毎日の出納締切時刻を定めておかなければならない。

2 出納主任は、出納締切時刻後すみやかに帳簿と現金（小切手その他現金に準ずるものを含む。以下第四十六条までにおいて同じ。）の在高とを照合し、現金を取引金融機関に、預入れしなければならない。ただし、やむを得ない理由

により出納締切時刻後に収納した現金、第四十八条第一項ただし書の規定による支払をするために保有する現金及び第五十四条の三の規定により保管する現金については、この限りでない。

（収納手続）

第四十五条 出納主任は、現金を収納した場合（第五十一条の規定により受領の委託をした場合を除く。）には、当該取引に係る伝票に領収日付及び職名を記載し、領収証書を相手方に交付しなければならない。

（収納金の預入れ）

第四十六条 出納主任は、その収納した現金を取引金融機関に、預入れすることとし、直ちにこれを支払にあててはならない。

（支払手続）

第四十七条 出納主任は、支払をする場合には、必ず領収証書を徴し、当該取引に係る伝票に支払日付印及び職名を記載しなければならない。ただし、必要な資金を取引金融機関に交付して又は預金口座等からの必要な資金の払出しを当該預金口座等のある取引金融機関に行わせて、当該必要な資金を交付した取引金融機関又は当該必要な資金の払出しを行わせた取引金融機関に支払をさせる場合にあつては、領収書を徴しないことができる。

2 出納主任は、必要な資金を取引金融機関に交付した場合又は預金口座からの必要な資金の払出しを取引金融機関に行わせた場合には、その旨を債権者に通知しなければならない。ただし、口座振替の方法による場合その他主務大臣の定める場合にはこの限りでない。

3 出納主任は、必要な資金を取引金融機関に交付した場合又は預金口座からの必要な資金の払出しを取引金融機関に行わせた場合には、交付手続又は払出し手続が完了した日に支払がなされたものとして当該取引を整理するものとする。

（支払方法）

第四十八条 出納主任は、支払をしようとする場合には、必要な資金を取引金融機関に交付して又は預金口座等からの必要な資金の払出しを当該預金口座等のある取引金融機関に行わせて、当該必要な資金を交付した取引金融機関又

は当該必要な資金の払出しを行わせた取引金融機関に支払をさせなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、取引金融機関による支払にかえ、現金をもつて支払をすることができる。

一 地方議会議員以外の者に対し支払をしようとする場合において、受取人が取引金融機関による支払を拒んだとき。

二 常用の雑費の支払で一件の取引金額が五万円を超えないとき。

六 存続共済会の役員又は存続共済会に使用されている者に対して給与又は旅費の支払をするとき。

八 前各号に掲げる場合を除くほか、存続共済会の会長が総務大臣の承認を受けたとき。

2 出納主任は、前項ただし書の規定により現金をもつて支払をするため預金の払戻しを受けようとするときは、自己を受取人とする小切手の振出し又は主務大臣の定める方法により行うものとする。

〔運用方針〕「自己を受取人とする小切手」とは、出納主任を受取人とする小切手をいう。

（小切手事務の取扱い）

第四十九条 小切手帳は、経理単位ごとに、かつ、取引金融機関ごとに、常時各一冊を使用するものとする。

2 小切手帳の保管及び小切手の作成は、出納主任又はその指定する補助者でなければ行なうことができない。

3 小切手は、出納役が印を押した当該取引に係る伝票に基づかなければ振出すことができない。

4 小切手の券面金額は、所定の金額記載欄にアラビア数字で表示しなければならない。この場合において、その表示は、印影を刻み込むことができる印字機を用いてしなければならない。

5 小切手の振出年月日の記入及び押印は、当該小切手を受取人に交付するときにしなければならない。

（給付金等の支払の委託）

第五十条 会計単位の長は、給付金等の支払を取引金融機関に委託することが適当であると認める場合には、存続共済会の会長の承認を受けて、取引金融機

関に給付金等の支払を委託することができる。

(収入金の受領の委託)

第五十一条 会計単位の長は、収入金の受領を取引金融機関に委託することが
相当であると認めた場合には、存続共済会の会長の承認を受けて、取引金融機
関に収入金の受領の委託をすることができる。

(隔地払等)

第五十二条 出納主任は、次の各号のいずれかに該当するときは、第四十八条の
規定にかかわらず、必要な資金を取引金融機関に交付して又は預金口座等か
らの必要な資金の払出しを当該預金口座等のある取引金融機関に行わせて、
当該必要な資金を交付した取引金融機関又は当該必要な資金の払出しを行わ
せた取引金融機関に支払をさせることができる。

一 隔地の債権者に対し支払をする場合

二 前号に掲げる場合を除くほか、債権者の預金への振込若しくは口座振替
の方法により支払をする場合

2 出納主任は、前項の規定により必要な資金を取引金融機関に交付した場合
又は預金口座からの必要な資金の払出しを取引金融機関に行かせた場合には、
その旨を債権者に通知しなければならない。ただし、口座振替の方法による場
合その他総務大臣の定める場合にはこの限りでない。

3 第一項の規定により必要な資金を取引金融機関に交付した場合又は預金口
座からの必要な資金の払出しを取引金融機関に行かせた場合には、交付手続
又は払出し手続が完了した日に支払がなされたものとして当該取引を整理す
るものとする。

(前金払)

第五十三条 会計単位の長は、次の各号に掲げる経費については、前金払をする
ことができる。

一 外国から購入する機械、図書、標本又は実験用材料の代価（購入契約に
係る機械、図書、標本又は実験用材料を当該契約の相手方が外国から直接
購入しなければならない場合におけるこれらの物の代価を含む。）

二 定期刊行物の代価及び日本放送協会に対し支払う受信料

- 三 土地、家屋その他の財産の賃借料及び保険料
 - 四 運賃
 - 五 研究又は調査の受託者に支払う経費
 - 六 諸謝金
 - 七 助成金及び交付金
 - 八 電話、電気、ガス及び水道の引込工事費及び料金
 - 九 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第二条第四項に規定する保証事業会社により同条第二項に規定する前払金の保証された工事の代価
 - 十 官公署に対し支払う経費
 - 十一 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上前金払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で存続共済会の会長が定めるもの
- 2 前項第九号に掲げる経費について同項の規定により、前金払をする場合における当該前金払の金額の当該経費に対する割合は、当該請負代価の十分の四以内とする。
- 3 第一項第九号に掲げる経費のうち工事一件の請負代金の額が五十万円以上の土木建築に関する工事であつて、次の各号に掲げる要件に該当するものにおいて、当該工事の材料費等に相当する額として必要な経費について、前項の範囲内で既にした前金払に追加してする前金払の割合は、当該経費の二割を超えない範囲内とする。
- 一 工期の二分の一を経過していること。
 - 二 工程表により工期の二分の一を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - 三 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の二分の一以上の額に相当するものであること。
- 4 存続共済会の会長は、第一項第十一号に掲げる経費を定めたときは、速やかに総務大臣に報告しなければならない。
- （概算払）
- 第五十四条 会計単位の長は、次の各号に掲げる経費については、概算払をする

ことができる。

一 旅費

四 官公署に対し支払う経費

五 助成金及び交付金

七 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上概算払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で存続共済会の会長が定めるもの

2 存続共済会の会長は、前項第七号に掲げる経費を定めたときは、速やかに総務大臣に報告しなければならない。

(資金前渡)

第五十四条の二 会計単位の長は、次の各号に掲げる経費については、存続共済会の業務に従事する者をして現金支払をさせるため、その資金を当該者に前渡することができる。

一 遠隔の地又は交通不便の地域において支払をする経費

二 非常災害のため即時支払を必要とする経費

三 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上現金支払をさせなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で存続共済会の会長が定めるもの

2 存続共済会の会長は、前項第三号に掲げる経費を定めたときは、速やかに総務大臣に報告しなければならない。

3 第二十三条の規定は、第一項の規定により資金の前渡を受けた者がその保管する現金を亡失したときについて準用する。

(小口現金支払)

第五十四条の三 会計単位の長は、出納主任をして総務大臣が定める金額の範囲内で、現金を保管させ、常用の雑費で小口の現金支払を必要とするものの支払に充てさせることができる。

[運用方針] 出納主任が保管することのできる金額は、宿泊経理に係るものにあつては十万円を限度とし、その他の経理に係るものにあつては五万円を限度とする。ただし、特別の事情により当該金額を超えて現金を保管する必要がある場合において、組合の理事長が総務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第七款 経理

第一目 通則

(経理の原則)

第五十七条 存続共済会は、この命令に定めるものを除くほか、取引を正規の簿記の原則に従つて整然かつ明りように、整理して記録しなければならない。

[運用方針]

一 取引を行う場合の事業年度区分は、発生した事業に基づき、正規の簿記の原則に従つて整理しなければならない。(略)

二～三 (略)

(勘定区分及び勘定科目)

第五十八条 各経理単位においては、資産勘定、負債勘定、純資産勘定、利益勘定及び損失勘定を設け、取引の整理を行うものとする。

2 前項の各勘定に属する勘定科目は、経理単位ごとに、総務大臣が別に定めるところによる。

3 存続共済会の会長は、経理上特に必要がある場合には、総務大臣の承認を受けて前項の規定による勘定科目以外の勘定科目を設けることができる。

(預り金処理)

第五十九条 隔地者に対する支払で、受取人の所在不明その他の理由により返送されたもの又は振り出した小切手でその振出年月日から一年を経過し、なお取引金融機関に呈示のないものは、預り金として処理しなければならない。

(払いもどし及びもどし入れ)

第六十条 事業年度内の受入れに係るもので過誤納となつたものの払いもどし金は、当該事業年度の受入勘定科目から払い出し、事業年度内の支払に係るもので過誤払となつたもののもどし入金金は、当該事業年度の払出勘定科目にもどし入れるものとする。

第二目 伝票、帳簿及び出納計算表

(伝票)

第六十一条 取引は、すべて、別紙様式第三号による伝票によつて処理しなければならない。ただし、存続共済会の定款で定めるところにより設けられる従た

る事務所においては、伝票にかえ別紙様式第三号による日記帳に記入して、処理することができる。

2 伝票は、収入伝票、支払伝票及び振替伝票とする。

〔運用方針〕 伝票は、収入伝票、支払伝票及び振替伝票に区分されるが、この三種類の伝票を使用するか又は振替伝票のみで取引を処理するかは、存続共済会の実情により決定するものとし、必ずしも三種類の伝票を使用しなくても差し支えない。

（帳簿の種類）

第六十二条 各会計単位においては、経理単位ごとに、別紙様式第四号による元帳及び補助簿を備え、それぞれ勘定科目ごとに口座を設け、すべての取引を記入しなければならない。

（帳簿の記入）

第六十三条 元帳及び補助簿の記入は、伝票又は日記帳に基づいて行なうものとする。

（照合の責任）

第六十四条 出納主任は、前条に規定する元帳及び補助簿の記入について責任を負わなければならない。

2 出納主任は、毎月末日、元帳の口座の金額について関係帳簿と照合し、記入の正確を確認しなければならない。

（出納計算表の提出）

第六十五条 （略）

3 存続共済会の出納主任は、毎月末日において、元帳を締め切り、経理単位ごとに別紙様式第五号による出納計算表を作成し、出納役の証明を受けた後、翌月十五日までに、会長に提出しなければならない。

第三目 決算

（決算精算表の提出）

第六十六条 （略）

3 存続共済会の出納主任は、毎事業年度末日において、決算整理をし、元帳及び補助簿を締め切り、経理単位ごとに別紙様式第六号による決算精算表を作

成し、出納役の証明を受けた後、翌事業年度四月末日までに、会長に提出しなければならない。

(財務諸表の提出)

第六十七条 法第二十二条第二項に規定する貸借対照表及び損益計算書の作成は、別紙様式第八号により経理単位ごとに行なうものとし、その報告にあつては、改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される改正法による改正前の法第百五十六条の四第三項に規定する附属明細書及び事業状況報告書を添付するものとする。

2 前項の附属明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 出資に関する次の明細

イ 子会社（存続共済会が議決権の過半数を実質的に所有している会社をいう。以下この項及び次項において同じ。存続共済会及び子会社又は子会社が他の会社の議決権の過半数を実質的に所有している場合における当該他の会社は、組合の子会社とみなす。）及び関連会社（存続共済会（存続共済会が子会社を有する場合には、当該子会社を含む。）が議決権の百分の二十以上、百分の五十以下を実質的に所有し、かつ、存続共済会が人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び営業の方針に対して重要な影響を与えることができる会社をいう。以下この項及び次項において同じ。）に対する出資の明細（子会社及び関連会社の名称、株式一株又は出資一口の金額、当該事業年度末日及び前事業年度末日における所有株式数又は出資口数、取得価格、貸借対照表に計上した額及び当該事業年度における出資額の増減を含む。）

ロ その他出資の明細

二 子会社及び関連会社に対する債権及び債務の明細

三 主な費用及び収益に関する次の明細

イ 国庫補助金等の明細（国庫補助金等の名称、支出元の国の会計区分並びに当該事業年度に受け入れた国庫補助金等の額と貸借対照表及び損益計算書に計上した額との関係についての説明を含む。）

ロ その他主な費用及び収益であつて、関連公益法人等（存続共済会の業務の一部又は存続共済会の業務に関連する事業を行つている公益法人その他の団体であつて、存続共済会が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針決定を支配しているか、又はそれに対して重要な影響を与えることができるものをいう。次項において同じ。）の基本財産に対する拠出その他存続共済会の業務の性質上重要と認められるものの明細

四 別紙様式第七号による財務諸表附属明細表に掲げる事項

3 第一項の事業状況報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 業務の内容、各事務所の所在地、当該事業年度における存続共済会の役員の定数、各役員の氏名、役職、任期及び経歴並びに組合の職員の定数及びその増減、組合の沿革、根拠法、主務大臣並びに運営審議会又は組合会の概要その他の存続共済会の概要

二 当該事業年度及び前事業年度までにおける業務の実施状況（借入金及び国庫補助金等による資金調達の状況を含む。）

三 子会社及び関連会社並びに関連公益法人等に関する次の事項

イ 子会社及び関連会社並びに関連公益法人等の状況（存続共済会と子会社及び関連会社並びに関連公益法人等との関係を示した図を含む。）

ロ 子会社及び関連会社の名称、事務所の所在地、資本金の額、事業内容、役員数、代表者の氏名、従業員数、存続共済会の所有する議決権の議決権の総数に対する割合及び存続共済会との関係

ハ 関連公益法人等の名称、事務所の所在地、基本財産の額、事業内容、役員数、代表者の氏名、職員数及び存続共済会との関係

四 存続共済会が対処すべき課題

（公告の方法）

第六十七条の二 改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される改正法による改正前の法第百五十六条の四第三項の規定による公告は、官報により行うものとする。

(閲覧期間)

第六十七条の三 改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される改正法による改正前の方第百五十六条の四第三項に規定する総務省令で定める期間は、五年とする。

(前期損益修正益及び前期損益修正損の処理)

第六十八条 前事業年度以前の事業年度に属すべき収入金又は支払金は、毎事業年度の前期損益修正益又は前期損益修正損として処理しなければならない。ただし、当該収入金又は支払金が少額である場合その他特別の事由がある場合には、存続共済会の会長が定めるところにより、当該事業年度に属する収入金又は支払金として処理することができる。

(たな卸)

第六十九条 出納主任は、毎事業年度末日において、実地についてたな卸資産のたな卸を行ない、それに基づいて、たな卸表を作成しなければならない。

2 前項の規定により出納主任がたな卸をする場合には、会計単位の長があらかじめ存続共済会の業務に従事する者のうちから指定する者がこれに立会し、その者が確認の証としてたな卸表に、記名するものとする。

(たな卸資産の評価)

第七十条 たな卸資産を評価する場合には、次の各号に掲げる価額によるものとする。ただし、第五号又は第六号の規定による価額による場合には、あらかじめ、会計単位の長の承認を受けなければならない。

一 他から購入したものは、買入原価（購入に際し手数料、運賃又はこれらに準ずる経費を支払った場合において、買入原価にこれを加算すべきときは、その加算すべき額を含む。）

二 当該存続共済会の生産に係るものは、その製造原価

三 当該存続共済会の生産に係る半製品は、原材料の価額に支払済工賃を加算した金額

四 前各号に掲げる価額によるべき場合において、買入原価、製造原価又は原材料の価額に、二以上の単価があり、そのいずれによるべきかが明らか

でないときは、前各号の規定にかかわらず、当該事業年度における最終の買入原価、製造原価又は原材料の価額。ただし、これらの価額以外の価額によることについて、存続共済会の会長の承認を受けた場合には、この限りでない。

五 買入原価、製造原価又は原材料の価額が明らかでないものは、見積価額

六 破損、きず、たなざらし、型くずれ、陳腐化等のため通常の価額で販売できないもの又は通常の方法で使用に堪えないものは、処分のできる価額
(たな卸資産の減損額)

第七十一条 たな卸資産を評価する場合において、破損、腐敗、欠減等を生じやすい種類のたな卸資産で、個個に破損、腐敗、欠減等の有無を確かめることが困難なものについて破損、腐敗、欠減等のあることが推定されるときは、前条の規定にかかわらず、同条第一号から第五号までの規定により評価した価額から、当該価額に薬品、医療原材料及び飲食料品については十分の三以下、その他の資産については十分の二以下の範囲内において存続共済会の会長が当該たな卸資産の種類ごとに定める割合を乗じて得た金額を減額することができる。

(資産の再評価)

第七十二条 当座資産として取得した有価証券について、時価と帳簿価額とに著しい差異がある場合には、当該事業年度末日において再評価し、帳簿価額を適正に修正しなければならない。

2 再評価をする場合における株式の時価は、取引所の相場があるものについては当該事業年度終了前一箇月間における当該株式の平均価額とし、その他のものについては当該株式を発行する法人の最新の財務諸表により算定するものとする。

3 給付経理の長期給付積立金の保全を目的とする資産又は福祉経理の資産について、時価と帳簿価額とに著しい差異がある場合において、当該事業年度末日又は総務大臣の指定する時に再評価しようとするときは、総務大臣の定めるところにより当該再評価をするものとする。

(有形固定資産の減価償却)

第七十三条 土地以外の有形固定資産（第九条第二項に規定する不動産を除く。

以下「有形固定資産」という。）は、毎事業年度末日において、資産の種類ごとに、定額法（当該減価償却資産の取得価額にその償却費が毎事業年度同一となるように当該資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額を各事業年度の償却限度額として償却する方法をいう。）により減価償却をしなければならない。

- 2 当該事業年度の前事業年度までの各事業年度においてした償却の額の累計額と当該減価償却資産につき計算した当該事業年度の償却限度額に相当する金額との合計額が当該減価償却資産の取得価額から一円を控除した金額に相当する金額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該償却限度額に相当する金額からその超える部分の金額を控除した額をもつて当該事業年度の償却限度額とする。
- 3 第一項の規定により減価償却をする場合における耐用年数及び償却率は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）の別表に定めるところによる。ただし、通常の使用度を超える使用のためその損耗が著しい有形固定資産について、存続共済会の会長が必要があると認める場合には、同表に掲げる耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）を短縮することができる。
- 4 法定耐用年数の全部又は一部を経過した有形固定資産を取得し、その将来の残存耐用年数を見積もる場合において、その将来の残存耐用年数を見積もることが困難なときは、法定耐用年数の全部を経過したものについては当該法定耐用年数の十分の二に相当する年数を、法定耐用年数の一部を経過したものについては当該法定耐用年数から経過年数を控除した年数に経過年数の十分の二に相当する年数を加算した年数を法定耐用年数とみなし、償却額を計算するものとする。この場合において、一年未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 5 有形固定資産を増築し、改築し、修繕し、その他改良を加えた場合において、存続共済会の会長が必要があると認めるときは、前二項の規定による耐用年数を延長することができる。

6 事業年度の中途において取得した有形固定資産の当該事業年度における償却額は、前五項の規定により計算した償却額に、経過月数を十二で除して得た割合を乗じて得た金額とする。

7 前条第三項の規定により有形固定資産を再評価した場合には、その再評価後の価額を取得価額と、残存耐用年数を法定耐用年数とみなし、前六項の規定により償却額を計算するものとする。

8 有形固定資産の減価償却額は、直接法により処理しなければならない。
(無形固定資産の償却)

第七十四条 無形固定資産（時の経過によりその価値の減少しないものを除く。この条において同じ。）は、毎事業年度末日において、その取得価額を基礎とし、期間の定めのあるものについてはその期間、期間の定めのないものについては十年以内で存続共済会の会長が定める期間により、均分して償却しなければならない。

2 事業年度の中途において取得した無形固定資産の当該事業年度における償却額は、前項の規定により計算した償却額に、経過月数を十二で除して得た割合を乗じて得た金額とする。

3 第七十二条第三項の規定により無形固定資産を再評価した場合には、その再評価後の価額を取得価額とみなし、前二項の規定により償却額を計算するものとする。

4 無形固定資産の減価償却額は、直接法により処理しなければならない。
(借入不動産の増築費等の償却)

第七十五条 借入不動産の増築、改築、修繕その他改良に要した費用のうち、当該不動産の通常の維持又は管理に必要と認められる金額を超える額（以下この条において「増築費等」という。）については、毎事業年度末日において、増築費等を基礎とし、賃借期間の定めのあるものについては、その期間、賃借期間の定めのないものについては十年以内で存続共済会の会長が定める期間により、均分して償却しなければならない。

2 事業年度の中途において取得した借入不動産の増築費等の当該事業年度における償却額は、前項の規定により計算した償却額に経過月数を十二で除し

て得た割合を乗じて得た金額とする。

- 3 借入不動産の増築費等の減価償却額は、直接法により処理しなければならない。

(特別償却)

第七十六条 固定資産が陳腐化、不適応化その他災害等の理由により著しくその価値を減じた場合において、存続共済会の会長が必要があると認めるときは、前三条の規定による償却の基礎となる価額の全部又は一部を減額することができる。

(創業費及び開発費の償却)

第七十七条 繰延費用として処理した創業費及び開発費は、每事業年度末日において、五年以内で存続共済会の会長が定める期間により均分額以上の償却をしなければならない。

- 2 事業年度の中途において繰延費用として処理した創業費及び開発費の当該事業年度における償却額は、前項の規定により計算した償却額に経過月数を十二で除して得た割合を乗じて得た金額とする。

- 3 創業費及び開発費の償却額は、直接法により処理しなければならない。

(退職給与引当金)

第七十八条 存続共済会の役員又は存続共済会に使用される者に対して退職給与を支払う規定がある場合には、每事業年度末日において、当該規定に基づく所要の金額を退職給与引当金として計上しなければならない。

(災害補てん引当金)

第七十九条 有形固定資産について、災害その他の事故による将来の損害に対する準備をしようとする場合には、每事業年度末日において、所要の金額を災害補てん引当金として計上することができる。

(特別修繕引当金)

第八十二条 業務経理においては、事業に使用されている施設について翌事業年度以降に修繕をすることが予定される場合には、每事業年度末日において、所要の金額を特別修繕引当金として計上することができる。

(支払準備金)

第八十三条 給付経理においては、毎事業年度末日において、次の各号に掲げる金額を支払準備金として計上し、翌事業年度末日まですえおかなければならない。

二 給付経理については、当該事業年度における給付（年金である給付を除く。）及び法附則第二十八条の十三第一項に規定する脱退一時金の請求額の総額の十二分の二以内において存続共済会の会長が必要と認めた金額（長期給付積立金）

第八十三条の二 長期経理においては、損益計算上利益を生じたときは、その額を厚生年金保険給付組合積立金として積み立てなければならない。

（退職等年金給付組合積立金）

第八十三条の三 退職等年金経理においては、損益計算上利益を生じたときは、その額を長期給付組合積立金として積み立てなければならない。

（再評価積立金）

第八十四条 第七十二条第三項の規定による再評価により生じた利益金は、再評価積立金として積み立てなければならない。

2 組合の理事長は、前項の再評価積立金を取り崩したときは、速やかに総務大臣に報告しなければならない。ただし、翌事業年度以降において再評価により損失を生じたことにより前項の再評価積立金を取り崩したときは、この限りでない。

（建設積立金等）

第八十五条 業務経理において、一定の金額を積み立てて施設の新設又は改良を行なおうとする場合には、毎事業年度末日において、当該金額を建設積立金又は改良積立金として積み立てることができる。

（別途積立金）

第八十六条 存続共済会は、当該存続共済会以外の者から受けた補助金、寄附金（現金以外の資産による寄附を含む。）、第七条の二第一項の規定による繰入金又は同条第二項に規定する福祉事業の財源に係る金額をもつて固定資産を取得した場合には、当該事業年度末日において、当該固定資産の価額に相当する金額を別途積立金として積み立てなければならない。

2 前項の別途積立金は、次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、総務大臣の承認を受けなければ取り崩すことができない。

- 一 経理の廃止に伴い当該固定資産を処分した場合
- 二 施設の処分に伴い当該施設に属する当該固定資産を処分した場合
- 三 当該固定資産が滅失した場合

3 組合の理事長は、前項各号のいずれかに該当する場合において、第一項の別途積立金を取り崩したときは、速やかに主務大臣に報告しなければならない。
(利益剰余金及び欠損金の処分)

第八十九条 毎事業年度における決算上の利益剰余金は、翌事業年度に繰り越すものとする。

2 毎事業年度の欠損金は、前年度積立金を取り崩して補てんし、なお欠損金がある場合には、欠損金補てん積立金を取り崩して補てんするものとする。

3 前項の規定により欠損金を補てんしてもなお欠損金がある場合には、その決算上の欠損金は、翌事業年度に繰り越すものとする。

第六章 雑則

(書類の保存期限)

第百六十五条 次の各号に掲げる存続共済会の帳簿又は書類の保存期限は、その処理の終わった翌事業年度から起算して当該各号に掲げる期間とする。

- 一 元帳及び補助簿 十年
 - 二 財産関係帳簿及び書類 十年
 - 三 給付等に係る伝票、収入及び支出の証ひよう書類、給付関係帳簿、給付の請求書その他の関係書類 十年
 - 四 伝票、収入及び支出の証ひよう書類、給付関係帳簿又は給付の請求書その他給付関係書類（前号に掲げるものを除く。） 五年
 - 五 報告書類 三年
 - 六 その他の証ひよう書類 存続共済会の規則で定める期間
- (外部監査)

第百六十八条 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年

法律第五十六号) 附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される同法による改正前の法第七十条第三項の規定による監査は、別に定める監査要領に従って行わなければならない。

第百六十九条 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される同法による改正前の法第七十条第三項に規定する当該職員は、同項の監査をする場合には、別紙様式第三十七号による監査証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、提示しなければならない。

2 前項の当該職員は、同項の監査を行なう場合には、会計単位の長及び出納職員又はこれらの者の代理人に対し、現金、預金通帳、帳簿、証ひよう書類等の提示、事実の説明、資料の作成その他監査に必要な事項を要求することができる。

第百七十条 会計単位の長及び出納職員は、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される同法による改正前の法第七十条第三項の規定による監査に立会しなければならない。ただし、これらの職員が事故のため自ら立会することができない場合には、その代理人が立会しなければならない。

（内部監査）

第百七十一条 存続共済会の会長又はその委任を受けた者は、毎事業年度の末日、出納主任に異動があつた場合及び必要と認める場合において、存続共済会の業務及び財産の状況について監査を行なわなければならない。

（印鑑の提出）

第百七十三条の二 存続共済会は、会長の印鑑を次の各号に掲げる組合の区分に従い、当該各号に掲げる者に提出しなければならない。

一 存続共済会 総務大臣

2 前項の規定は、同項の印鑑を改めた場合について準用する。

(請求書等の確認)

第百七十四条 地方議会議員、地方議会議員であつた者又はその者の遺族がこの命令の規定により、存続共済会に対し次に掲げる書類を提出する場合は、地方公共団体の議会の議長（地方議会議員であつた者又はその遺族については、当該地方議会議員であつた者の退職又は死亡の時における地方公共団体の議会の議長）を経由して、組合に提出しなければならない。

- 一 地方議会議員又は地方議会議員であつた者の履歴書等
- 二 年金受給権者再就職届書（地方議会議員となつた場合に限る。）
- 四 退職共済年金、公務傷病年金若しくは地方議会議員の死亡に係る遺族共済年金又は昭和六十年改正前の法による減額退職年金の決定の請求書（第百二十条第三項に規定する退職共済年金決定請求書を除く。）
- 五 障害一時金若しくは脱退一時金又は昭和六十年改正法附則の規定により従前の例により支給される脱退一時金、障害一時金若しくは特例死亡一時金の請求書
- 六 第百二十三条第一項に規定する退職共済年金改定請求書
- 七 育児休業掛金免除申出書又は育児休業掛金免除変更申出書

2 地方議会議員、地方議会議員であつた者又はその者の遺族がこの命令の規定により、存続共済会に対し第四章第二節に規定する請求書を提出する場合は、地方公共団体の議会の議長又は所属所長を経由して、存続共済会に提出しなければならない。

附 則

(業務経理への資金の繰入れの特例)

第二条の二 存続共済会は、給付経理における資産の運用によって生じた前事業年度における利益金のうち当該資産を年四・一パーセントで運用したとした場合における利益金を超える部分に相当する額の範囲内において、総務大臣の承認を受けた金額に地方議会議員の数を乗じて得た額を限度として必要な資金を当該経理から業務経理に繰り入れることができる。

第三条の三 特例期間及び主務大臣が必要と認める期間においては、給付経理

の余裕金を他の経理単位に貸し付ける場合の利率については、第十三条第一項後段の規定にかかわらず、法に基づく給付事業の財政の安定に配慮して総務大臣が定める利率によることができる。

別紙様式第1号

事業計画目次

事業計画及び予算表紙	第1号の1
事業計画概況	第1号の2
支部及び所属所の現況	第1号の3
施設の現況	第1号の4
組合員数等推算	第1号の5

第1号の1

事業計画及び予算表紙

令和 年度事業計画及び予算

〇〇共済組合

第1号の2

事業計画概況

經 理 單 位 名	概 要

備考 各経理単位の事業計画内容を記載すること。

第1号の3

支部及び所属所の現況

[illegible]

第1号の4

〇 〇 経 理

施 設 の 現 況

区分 施設名	所在地	開設 年月	投 資 額										収 容 人 員	利 用 率	利 用 料 金	備 考
			建 物		構 築 物	器 具 備 品	土 地		借入不 動産附 帯施設	その 他	計					
			面積	金額			面積	金額								

備考

- 1 医療経理については、「収容人員」欄にベッド数を記載すること。
- 2 住宅経理については、「収容人員」欄に構造及び戸数を記載すること。
- 3 利用率は、宿泊、休憩別に記載し、既施設分については前年度実績率、新施設については推定利用率を記載すること。
- 4 医療経理については、「利用率」欄にベッドの利用率(既施設分については前年度実績率、新施設については推定利用率)を記載すること。
- 5 利用料金は、宿泊、休憩別料金の最低最高の料金を記載すること。
- 6 施設の設置廃止については、「備考」欄に記載すること。
- 7 その他の欄の内訳を「備考」欄に記載すること。

組合員数等推算

団 体 の 数													
種別	区分	組 合 員 数			標 準 報 酬 の 月 額			標 準 期 末 手 当 等 の 額			被 扶 養 者 数		
	年度												
一 般 組 合 員	男												
	女												
	計												
地方公共団体の長	男												
	女												
	計												
特定消防組合員	男												
	女												
	計												
長 期 組 合 員	男												
	女												
	計												
特定消防長期組合員	男												
	女												
	計												
船員一般組合員	男												
	女												
	計												
船員継続組合員	男												
	女												
	計												
船員継続長期組合員	男												
	女												
	計												
継続長期組合員	男												
	女												
	計												
特定警察組合員	男												
	女												
	計												
特例継続組合員	男												
	女												
	計												
短 期 組 合 員	男												
	女												
	計												

別紙様式第2号

予 算 目 次

予 算 総 則	第2号の1
予 定 損 益 計 算 書	第2号の2
予定損益計算書説明書	第2号の3
予 定 貸 借 対 照 表	第2号の4
予定貸借対照表説明書	第2号の5

第2号の1

〇 〇 経 理
予 算 総 則

事 項	令 和 年 度	令 和 年 度

第2号の2

〇 〇 経 理
予 定 損 益 計 算 書

科 目	令和 年度 決 算 額	令和 年度 推 計	令和 年度 推 計	前年度対比較 増△減	
				令和 年度	令和 年度
	円	円	円	円	円

備考 この表は、損益計算書科目の順序に従い記載すること。

第2号の3

〇 〇 経 理
予 定 損 益 計 算 書 説 明 書

科 目	令 和 年 度	令 和 年 度

備考 科目別に推計の根拠を詳細に記載すること。

第2号の4

〇 〇 経 理
予 定 貸 借 対 照 表

科 目	令 和 年 度 末	令 和 年 度		令 和 年 度	
		増 △ 減	年 度 末	増 △ 減	年 度 末
	円	円	円	円	円

備考 この表は、貸借対照表科目の順序に従い記載すること。

第2号の5

〇 〇 経 理
予 定 貸 借 対 照 表 説 明 書

科 目	令 和 年 度	令 和 年 度

備考 科目別に推計の根拠を詳細に記載すること。

別紙様式第3号

伝票及び日記帳目次				
収 入 伝 票				第3号の1
支 払 伝 票				第3号の2
振 替 伝 票				第3号の3
日 記 帳				第3号の4

第3号の1

No. _____ 収 入 伝 票 年 月 日 起 票										出 納 役
貸方科目	摘 要	番号	金 額						備考	
								円		出納主任
										係
										記 帳
										元
										帳
										補助簿
合 計										

(赤色刷とすること。)

第3号の2

No. _____ 支 払 伝 票 年 月 日 起 票										出 納 役
借方科目	摘 要	番号	金 額						備考	
								円		出納主任
										係
										記 帳
										元
										帳
										補助簿
合 計										

(青色刷とすること。)

第3号の3

No. _____ 振 替 伝 票 年 月 日 起 票														出 納 役		
借 方						摘 要	番 号	貸 方								
金 額			備考	科目	科目			備考	金 額							
					円										円	出納主任
																係
																記 帳
																元帳補助簿
						合 計										

(黒色刷とすること。)

第3号の4

年 月 日	摘 要	元帳番号	収 入	支 出	(日記帳)
			円	円	

備考 日記帳は、取引順に記載すること。

別紙様式第4号

元帳及び補助簿目次

元帳	第4号の1
有価証券、投資有価証券台帳	第4号の2
預金、金銭信託台帳	第4号の3
生命保険台帳	第4号の3の2
借入金台帳	第4号の4
貸付金台帳	第4号の5
貯金台帳	第4号の6
不動産台帳(土地)	第4号の7
不動産台帳(建物)	第4号の8
不動産台帳(構築物、立木竹)	第4号の9
投資不動産台帳	第4号の10
器具及び備品、機械及び装置、医療器具機械、車両及び運搬具台帳	第4号の11
貯蔵品台帳	第4号の12
売掛金、未収金台帳	第4号の13
買掛金、未払金台帳	第4号の14
仕入台帳	第4号の15
売上台帳	第4号の16
給付金台帳	第4号の17
予算差引帳	第4号の18
小口現金出納簿	第4号の19

第4号の1

(口座)

月	年 日	摘 要	伝 票 番 号	借 方	貸 方	借 貸	残 高	(元 帳)
				円	円		円	

第4号の2

(口 座)

種目		銘柄別		内容		沿革	
年月日	摘要	証券番号	増 数量 価 格	減 数量 価 格	現 在 数量 価 格	受 取 利 息 年月日 金 額	
			円	円	円		円

(有価証券、投資有価証券台帳)

備考 この台帳は、銘柄ごとに別業とすること。ただし、有価証券信託については信託先別に別業とする。

第4号の3

(口 座)

年月日	摘要	番号	増	減	現 在	受 取 利 息 年月日 金 額	
			円	円	円		円

(預金、金銭信託台帳)

備考

- 1 預金については、預金先ごとに別業とし、定期預金及び組合の理事長が必要とする預金を記載すること。
- 2 金銭信託については信託先別かつ口座別に別業とすること。
- 3 「番号」欄は、通帳又は証書番号を記載すること。

第4号の3の2

(口 座)

年 月 日	摘 要	増	減	現 在	保 險 収 益	
					年 月 日	金 額
		円	円	円		円

(生命保険台帳)

備考 この台帳は、契約先ごとに別葉とすること。

第4号の4

(口 座)

年 月 日	摘 要	整理 番号	借 入	返 済	現 在	支 払 利 息	
						年 月 日	金 額
			円	円	円		円

(借入金台帳)

備考

- 1 この台帳は、人名勘定とすること。
- 2 短期借入金、長期借入金は別葉とすること。

第4号の5

(口 座)

年 月 日	摘 要	伝票 番号	貸 付	返 済	現 在	日数	受 取 利 息		
							積数	金 額	年 月 日
			円	円	円			円	

(貸付金台帳)

備考

- 1 この台帳は、人名勘定とすること。
- 2 この台帳は、「カード」式とすることができる。

第4号の6

(口 座)

年 月	日	摘 要	伝票 番号	預 入	払 出	残 高	日数	積数及び 利 息	日数計算 の 説 明
				円	円	円		円	

(貯金台帳)

備考 この台帳は、人名勘定とすること。

第4号の7

(口 座)

施設名		所在地		種目		沿革	
年	摘 要	増	減	現 在	備考		
月	日	数 量	価 格	数 量	価 格	数 量	価 格
		公簿	実測	公簿	実測	公簿	実測
			円		円		円

(不動産台帳の土地)

備考

- この台帳は、施設ごとに口座を設け種目ごとに別葉とすること。
- 「種目」欄には、宅地、原野、道路等の地目を記載すること。
- 「摘要」欄には、土地の地番等を記載すること。
- 「備考」欄には、登記年月日、平方メートル当たりの単価及び土地買入に要した租税、仲介口銭、整地費等を記載すること。

第4号の8

(口 座)

施設名		所在地				種目		構造			沿革		(不動産台帳の建物)
						番号							
年 月日	摘 要	増			減			現 在		減価償却額		備 考	
		数 量	価 格		数 量	価 格		数 量	価 格	当期	累計		
		建築 面積	延べ 面積		建築 面積	延べ 面積		建築 面積	延べ 面積				
				円			円			円	円	円	

備考

- 1 この台帳は、建物1棟ごとに別業とする。ただし、構造、建築年次が同一程度で連続のものは、1葉として記載することができる。
- 2 「種目」欄には本館、病棟、住宅等の建物の種類を、「番号」欄には整理番号を記載すること。
- 3 「摘要」欄には、新築、増築、耐用年数等を記載すること。
- 4 「備考」欄には、火災保険金額、登記年月日、主たる修繕の年月日及び金額を記載すること。

第4号の9

(口 座)

種目		構造又は は細分				沿 革			
年 月 日	摘 要	増		減		現 在		減 価 償 却 額	
		数量	価 格	数量	価 格	数量	価 格	当期	累 計
			円		円		円	円	円

(不動産台帳の構築物、立木竹)

備考

- 1 この台帳は、へい、門等の構築物並びに立木竹の種目ごとに別業とすること。
- 2 「摘要」欄には、新設、増設、減価償却等必要事項を記載すること。

第4号の10

(口 座)

施設 設 名		所 在 地					種 目		構 造		沿 革		(投資不動産台帳)	
							番 号							
年 月 日	摘 要	不 動 産 の 内 容						収 納 金 額		現 在				備 考
		建 物		構 築 物	土 地									
		建築 面積	延べ 面積	金額	金 額	面積	金額	元金	利息	建物 価格	構築 物価	土地 価格	土地 価格	
				円	円		円	円	円	円	円	円	円	

備考

- 1 この台帳は、施設ごとに口座を設け、施設の異なるごとに別業とする。
- 2 「摘要」欄には、契約年月日、割賦収納金額等を記載すること。
- 3 「備考」欄には、割賦年数、火災保険金額、登記年月日等を記載すること。

第4号の11

(口 座)

年 月日	摘 要	受 入			払 出		現 在		減 価 償 却 額		(器具及び備品、機械及び装置、医療器具、車両及び運搬具台帳)
		数量	単価	金額	数量	金額	数量	金額	当 期	累 計	
			円	円		円		円	円	円	

備考

- 1 この台帳は、品名勘定とすること。
- 2 「摘要」欄は、買入れ、保転、減価償却、廃棄等必要事項を記載すること。

第4号の12

(口 座)

年 月日	摘 要	受 入			払 出			残 高			(貯蔵品台帳)
		数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	
			円	円		円	円		円	円	

備考 この台帳は、事務用消耗品、事業用消耗品、薬品、医療材料品、飲食材料品等の品名勘定とすること。

第4号の13

(口 座)

年 月日	摘 要	伝 票 番 号	借 方	貸 方	借 貸	残 高	(売掛金、未収金台帳)
			円	円		円	

備考 この台帳は、人名勘定又は品名勘定とすること。

第4号の14

(口 座)

年 月 日	摘 要	伝 番 号	借 方	貸 方	借	残 高	(買掛金、未払金台帳)
					貸		
			円	円		円	

備考 この台帳は、人名勘定又は品名勘定とすること。

第4号の15

(口 座)

年 月 日	仕 入 先	伝票 番号	送状 番号	品 名	数量	単 価	金 額	金 額 内 訳		(仕入台帳)
								現 金	掛	
						円	円	円	円	

備考 この台帳は、人名勘定又は品名勘定とすること。

第4号の16

(口 座)

年 月日	摘 要	伝票 番号	品 名	数 量	単 価	金 額	金 額 内 訳	
							現 金	掛
					円	円	円	円

(売上台帳)

備考 この台帳は、人名勘定又は品名勘定とすること。

第4号の17

(口 座)

年 月日	摘 要	伝 票 番 号	件 数	日 数	支 払 金 額	戻 入 れ 額	差 引 支 出 額
					円	円	円

(給付金台帳)

備考

- この台帳は、勘定科目表の小項目ごとに別葉とすること。
- 短期経理の療養の給付、入院時食事療養の給付、特定療養の給付、療養費、家族療養の給付、家族療養費、高額療養の給付及び高額療養費については、入院、外来の別、内科、歯科等の診療科目別に、組合の理事長又は主務大臣が定める報告書作成上必要と認める区分に従い前号にかかわらず口座を設けることができる。

備考

- 1 この表は、各経理単位ごとに作成すること。
- 2 貸借対照表科目と損益計算書科目は、それぞれ別に集計して小計を付すること。

- 1 この表は、毎事業年度3月分出納計算表の残高に、決算手続による修正を行ない作成すること。
- 2 貸借対照表科目と損益計算書科目は、それぞれ別に集計して小計を付すること。

別紙様式第7号

決算附属明細表及び財務諸表附属明細表目次

現金現在高明細表	第7号の1
預金、金銭信託明細表	第7号の2
未呈示小切手明細表	第7号の3
有価証券、投資有価証券明細表	第7号の4
生命保険明細表	第7号の4の2
貸付金明細表	第7号の5
借入金明細表	第7号の6
未収金、売掛金、前渡金、支払基金委託金、立替金、仮払金、未収収益、未払金、買掛金、前受金、受託商品引受、仮受金、預り金、未払費用明細表	第7号の7
前払費用、未達回送金明細表	第7号の8
前受収益明細表	第7号の9
固定資産明細表	第7号の10
投資不動産明細表	第7号の11
減価償却費明細表	第7号の12
積立金、引当金、減価償却累計額明細表	第7号の13
棚卸表	第7号の14
支出実績表	第7号の15
利益剰余金又は欠損金計算書	第7号の16

第7号の1

現金現在高明細表

(令和 年 月 日 時)

区 分	摘 要	金 額
		円

備考

- 「区分」欄には、現金、小切手、地方公共団体負担金送金通知書、国庫金送金通知書、公債又は社債等の満期利札等の種目を記載すること。
- 「摘要」欄には、金種別に枚数、金額等を記載すること。

第7号の2

預金、金銭信託明細表

取引金融機関等の名称	区 分	金 額	摘 要

備考

- 1 預金、金銭信託に区分し、別表に記載すること。
- 2 預金については、当座預金、普通預金等に区分し記載すること。
- 3 取引金融機関等ごとに小計を付すること。

第7号の3

未 呈 示 小 切 手 明 細 表

種 別	元 帳 現在高	預 金 現在高	差引過 不足額	未 呈 示 小 切 手			備 考
				振 出 月 日	小切手 番 号	金 額	
	円	円	円			円	

備考

- 1 「種別」欄には、何々銀行等当座取引金融機関名を記載すること。
- 2 「備考」欄には、未呈示小切手の内容等必要な事項を記載すること。

第7号の4

有価証券、投資有価証券明細表

	銘柄	券面総額	取得価額	貸借対照表 計上額	摘要	
国債、地方債、社債、その他の債券		円	円	円		
	計					
株 式	銘柄	一株の金額	株数	取得価額	貸借対照表 計上額	摘要
		円		円	円	
	計					
貸付信託、証券投資信託、有価証券信託	銘柄	取引金融機関	取得価額	貸借対照表 計上額	摘要	
			円	円		
	計					
その他の証券	種類	取得価額	貸借対照表 計上額	摘要		
		円	円			
	計					

備考 取得価額と貸借対照表計上額と相違するときは、その理由を「摘要」欄に記載すること。

第7号の4の2

生 命 保 険 明 細 表

取引生命保険会社名	金 額	摘 要
	円	

備考 契約先ごとに区分して記載すること。

第7号の5

貸 付 金 明 細 表

貸 付 区 分	貸 付 先	前 期 繰越高	当 期 増加額	当 期 減少額	期末残高	摘 要
		円	円	円	円	

備考

- 1 貸付区分は、短期、長期に区分すること。
- 2 貸付経理及び財形経理において組合員に対する貸付金の貸付先は、各個人別に記載すること。ただし、支部又は本部において取りまとめる場合の明細表には、所属所又は支部名を用い、その所属所又は支部の合計額を記載すること。
- 3 その他の経理単位における貸付先は、保健経理、宿泊経理等に区分し記載すること。
- 4 年度内に償還され期末の残高がないものもその変動を記載すること。
- 5 「摘要」欄には、貸付理由等を記載すること。

第7号の6

借 入 金 明 細 表

借 入 区 分	借 入 先	前 期 繰越高	当 期 増加額	当 期 減少額	期末残高	摘 要
		円	円	円	円	

備考

- 1 借入区分は、短期、長期に区分すること。
- 2 借入先は、市町村連合会、地方公務員共済組合連合会、短期経理等に区分し借入条件の異なるごとに細分して記載すること。
- 3 年度内に償還したもので期末の残高がないものもその変動を記載すること。
- 4 借入金の使途、借入条件及び借入金額に著しい増減のある場合には、その理由を「摘要」欄に記載すること。

第7号の7

未収金、売掛金、前渡金、支払基金委託金、立替金、仮払金、未収収益、未払金、買掛金、前受金、受託商品引受、仮受金、預り金、未払費用明細表

種 別	金 額	氏 名	摘 要
	円		

備考

- 1 未収金、売掛金、前渡金、支払基金委託金、立替金、仮払金、未収収益、未払金、買掛金、前受金、受託商品引受、仮受金、預り金、未払費用に区分し、別表に記載すること。
- 2 「種別」欄には、地方公共団体負担金、国庫負担金、職員団体負担金、掛金等の区分を記載すること。
- 3 「氏名」欄には、所属所においては個人名、支部においては所属所名、本部においては支部名又は所属所名を記載すること。

第7号の8

前払費用、未達回送金明細表

科 目	摘 要	支 払			貸借対照表 計 上 額	備 考
		年月日	伝票番号	金 額		
				円	円	

備考

- 1 前払費用、未達回送金に区分し、別表に作成すること。
- 2 前払費用については、貸借対照表計上額の算定の基礎を「備考」欄に記載すること。

第7号の9

前 受 収 益 明 細 表

科 目	摘 要	収 入			貸借対照表 計 上 額	備 考
		年月日	伝票番号	金 額		
				円	円	

備考 貸借対照表計上額の算定の基礎を「備考」欄に記載すること。

第7号の10

固 定 資 産 明 細 表

資産の種類	期首残高	当 期 増加額	当 期 減少額	期末残高	当 期 償却額	差 引 期末残高	摘 要
	円	円	円	円	円	円	

備考

- 1 貸借対照表に掲げる勘定科目ごとに記載すること。
- 2 期首残高は、帳簿上の価額を記載すること。
- 3 資産を取得原価以外の評価基準により再評価した場合には、当該資産の取得原価を「期首残高」欄(期中に再評価した場合には「期末残高」欄)に括弧書で記載すること。
- 4 期末残高から当期償却額を控除した残高を「差引期末残高」欄に記載すること。
- 5 著しい増減については、その理由を「摘要」欄に記載すること。
- 6 新たに取得したものは、「当期増加額」欄に記載すること。

第7号の11

投 資 不 動 産 明 細 表

施設 名	所 在 地	種 目	単 位	期首現 在額		当 期 増		当 期 減		当 期 償還額		期 末 現在額		摘 要
				数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	
		建 物	延べ 面積		円		円		円		円		円	
		構 築 物	個											
		土 地	平方 メートル											
		建 設 仮 勘 定												
		小 計												

備考 当期減は、建設仮勘定から建物等への振替、亡失、処分等の数量、価格を記載すること。

第7号の12

減 価 償 却 費 明 細 表

資産の 種 類	耐用年数	取得原価	当 期 償却額	償 却 累計額	当 期 末残高	償 却 累計率	摘 要
		円	円	円	円		

備考

- 1 この表は、減価償却を行う固定資産について、貸借対照表に掲げる資産の種類別、耐用年数別に記載すること。
- 2 資産を再評価した場合には、当該評価額を「取得原価」欄に記載し、取得原価は、同欄に括弧書で記載すること。
- 3 償却累計率は、償却累計額の取得原価に対する割合を記載すること。
- 4 「摘要」欄には、年度の中途に取得したものについてはその取得年月日、その他必要事項を記載すること。

第7号の13

積立金、引当金、減価償却累計額明細表

区 分	前期繰越額	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	貸借対照表 計 上 額	摘 要
	円	円	円	円	

備考 積立金、引当金、減価償却累計額に区分し、別表に作成すること。

第7号の14

棚 卸 表

貸借対照表 科 目	品 目	単 位	棚 卸			減 損 額		貸借対照表 計 上 額
			数量	単価	金額	割合	金額	
				円	円		円	円
令和 年 月 日			棚卸責任者 出納主任 氏 名					
			同 立 会 人 氏 名					

備考

- この表は、貯蔵品、商品、製品、半製品、原材料等について貸借対照表の科目ごとに作成すること。
- 棚卸価格が1万円以下の品目は、一括して「その他」として記載することができる。
- 未達商品もこの表に準じて作成すること。

第7号の15

支 出 実 績 表

科 目	予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	不 用 額
	円	円	円	円

備考

- 「科目」欄には、役員報酬、職員給与、旅費及び事務費の科目を記載すること。
- 「支出未済額」欄には、支払を翌年度へ繰り越す額を記載すること。

第7号の16

利益剰余金又は欠損金計算書

自令和×年×月×日 至令和×年×月×日

1 積立金又は繰越欠損金(△)		×	×	×	×
2 当期利益金又は当期損失金(△)		×	×	×	×
3 当期処分額		×	×	×	×
××積立金へ積立	×	×	×		
××積立金へ積立	×	×	×		
積立金又は繰越欠損金(△)		×	×	×	×

別紙様式第8号

財 務 諸 表 目 次				
貸 借 対 照 表	第8号の1			
損 益 計 算 書	第8号の2			

第8号の1

〇	〇	経	理
貸	借	対	照
表			

令和 年3月31日現在

借 方			金額	貸 方			金額
	円	円	円		円	円	円
流 動 資 産			×××	流 動 負 債			×××
現 金		×××		短 期 借 入 金		×××	
普 通 預 金		×××		未 払 金		×××	
定 期 預 金		×××		未 払 費 用		×××	
金 銭 信 託		×××		仮 受 金		×××	
有 価 証 券		×××		その他の流動負債		×××	
仮 払 金		×××		固 定 負 債			×××
前 払 費 用		×××		長 期 借 入 金		×××	
未 収 金		×××		支 払 準 備 金		×××	
その他の流動資産		×××		引 当 金		×××	
貸 倒 引 当 金		×××		退職給与引当金	×××		
固 定 資 産			×××	〇〇引当金	×××		
有 形 固 定 資 産		×××		負 債 合 計			×××
建 物	×××			剰 余 金 (欠 損 金)			×××
器具及び備品	×××			資 本 剰 余 金		×××	
土 地	×××			再評価積立金	×××		
その他の有形固定資産	×××			別 途 積 立 金	×××		
無 形 固 定 資 産		×××		長 期 給 付 積 立 金		×××	
電 話 加 入 権	×××						

その他の無形 固定資産	×××			利益剰余金(欠 損金)		×××	
投資その他の資 産		×××		〇〇積立金	×××		
金 銭 信 託	×××			積立金(繰越 欠損金)	×××		
投資有価証券	×××			当 期 利 益 金	×××		
生 命 保 険	×××			(当期損失金)			
投資不動産	×××			純 資 産 合 計			×××
長期貸付金	×××						
預 託 金	×××						
その他の資産	×××						
繰 延 資 産			×××				
創 業 費		×××					
開 発 費		×××					
資 産 合 計			×××	負債・純資産合計			×××

(注) 有形固定資産の減価償却累計額は、×××円である。

第8号の2

〇 〇 経 理
損 益 計 算 書

自令和 年4月 1日
至令和 年3月31日

損	失	金額	利	益	金額
	円	円		円	円
経 常 費 用			経 常 収 益		
		×××			×××
事 業 費 用		×××	事 業 収 益		×××
〇 〇 給 付	×××		負 担 金	×××	
職 員 給 与	×××		掛 金	×××	
厚 生 費	×××		施 設 収 入	×××	
旅 費	×××		雑 収 入	×××	
事 務 費	×××		運 用 収 入		×××
光 熱 水 料	×××		利 息 及 び 配 当	×××	
雑 費	×××		金		

減価償却費	×××			有価証券売却益	×××		
引当金等繰入		×××		補助金等収入		×××	
貸倒引当金繰入	×××			交 付 金	×××		
〇〇引当金繰入	×××			補 助 金	×××		
事業外費用		×××		引当金等戻入		×××	
支払利息	×××			貸倒引当金戻入	×××		
有価証券売却損	×××			〇〇引当金戻入	×××		
償還差損	×××			事業外収益		×××	
雑 損	×××			利息及び配当金	×××		
繰 入 金			×××	有価証券売却益	×××		
〇〇経理へ相互繰入		×××		償還差益	×××		
特 別 損 失			×××	雑 益	×××		
前期損益修正損		×××		繰 入 金			×××
固定資産売却損		×××		〇〇経理より相互繰入		×××	
固定資産除却損		×××		特 別 利 益			×××
当期利益金			×××	前期損益修正益		×××	
				固定資産売却益		×××	
				当期損失金			×××
合 計			×××	合 計			×××

別紙様式第37号

(表)

3mm	
第 号	
地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)	
第144条の27第4項の規定に基づく	
監 査 証 票	
所属	
官職	氏 名
	年 月 日生
令和 年 月 日交付	
主 務 大 臣	

3mm

(裏)

地方公務員等共済組合法(抄)
(主務大臣の権限)
第144条の27(第1項、第2項、第3項略)
4 主務大臣は、必要があると認めるときは、当該職員に組合の業務及び財産の状況を監査させるものとする。
5 略
(主務大臣等)
第144条の29(第1項、第2項略)
3 第144条の27第1項及び第4項並びに前条第1項及び第2項に規定する総務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。
4 略
第147条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
一 第144条の27第2項又は第4項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
二 略

備考

- 1 都道府県知事が当該職員に監査させる場合は、様式中「主務大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「官職」とあるのは「職名」とする。
- 2 用紙は、厚紙白紙、日本産業規格B8とする。